平成27年10月14日

卓話資料

『司法試験を受験しよう(2)』

卓話者 小椋 功

- 1、代理人の権限に関する次のアから才までの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。
- ②、成年後見人は、成年被後見人の意思を尊重しなければならないが、成年被後 見人の財産に関する法律行為を代理するに当たって、成年被後見人の意思に反 した場合であっても、無権代理とはならない。
- イ 父母が共同して親権を行う場合、父母の一方が、共同の名義で子に代わって 法律行為をしたとしても、その行為が他の一方の意思に反していることをその 行為の相手が知っているときは、他の一方は、その行為の効力が生じないこと を主張することができる。
 - ウ、委任による代理人が、やむを得ない事由があるために復代理人を選任した場合には、復代理人はあくまで代理人との法律関係しか有しないので、復代理人の行為が本人のための代理行為となることはない。
- エ、判例によれば、親権者が子の財産を第三者に売却する行為を代理するに当たって、親権者がその子に損害を及ぼし、第三者の利益を図る目的を有していた ときは、その子の利益に反する行為であるから、無権代理となる。
- オ、委任による代理人は、未成年者でもよいが、未成年者のした代理行為は、そ の法定代理人が取り消すことができる。

1,71 2,7 = 3,1

2、ア エ 3、イ オ 4、ウ エ 5、ウ オ

- 2、Aを貸主、Bを借主とするA所有の甲建物の使用貸借契約に関する次のアから オまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までの うちどれか。
 - ア、甲建物に瑕疵があり、Aがそれを知らなかったことについて過失がある場合 には、Aは、担保責任を負う。
 - イ、甲建物内の蛍光灯が切れたので、Bが新しいものに交換した場合、Bは、A に対して蛍光灯の代金を請求することができる。

- (ウ) 甲建物についてBが有益費を支出し、使用貸借契約の終了時に、Bがその支出した金額の支払をAに対して求めた場合、Aは、Bが支出した金額ではなく、Bが有益費を支出したことによる甲建物の増価額をBに支払うことができる。
- A B 間の使用貸借契約が、返還の時期は定めていないが、B が他の適当な建物に移るまでのしばらくの間、B が住居として使用することを目的としていた場合において、B が現実に適当な建物を見つけることができなくても、それに必要な期間が経過したときは、A は、使用貸借契約の解約をすることができる。

 オ、AB間の使用貸借契約は、Aの死亡によってその効力を失う。

 1、ア ウ 2、ア オ 3、イ エ 4、イ オ 5、ウ エ

- 3、婚姻又は内縁の解消に関する次のアから才までの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。
 - ア、協議上の離婚は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって効力を 生じ、判決による離婚は離婚請求を認容する判決が確定した時に効力を生ずる。
- 、裁判所は、離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、婚姻により氏を 改めた当事者の称すべき氏を定めなければならない。
 - ウ、婚姻が離婚により終了したときは、婚姻関係は当然に終了し、婚姻が夫婦の 一方の死亡により終了したときは、婚姻関係は、生存配偶者が戸籍法の定める 届出により婚姻関係終了の意思を表示した時に終了する。
 - エ、判例によれば、内縁の夫婦関係がその一方により正当な理由なく破棄された ため他の一方が精神的損害を被った場合には、当該他の一方は不法作為行為を 理由として慰謝料の支払を請求することができる。
 - ★、判例によれば、内縁の夫婦の一方が死亡したときは、他の一方は財産分与に 関する民法の規定の類推適用により、遺産についての財産分与を請求すること ができる。

1、アイ 2、アエ (3、イオ) 4、ウェ 5、ウス